

物価高騰対策

特別給付金の支給を●5月31日より開始します！

- 5月31日支給
- ◇ 確認書送付
- ▽ 受付開始
- 支給開始

子育て世帯生活支援特別給付金（子ども1人当たり5万円）

・対象児童/18歳まで（障がい児は20歳未満）※令和6年2月末までに要件該当の児童まで対象（新生児を含む）

対象者区分		申請	5月	6月	7月	8月
ひとり親世帯	① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者	不要	支給開始 ●			
	② 年金等を受給しているため児童扶養手当の支給を受けていない方	必要		▽	●	以降、随時支給
	③ 家計が急変し、児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方			▽	●	以降、随時支給
ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯	① 令和4年度低所得子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給対象者	不要	支給開始 ●			
	② ①以外の子育て世帯で、家計が急変し、非課税と同じ水準になっている方等	必要		▽	●	以降、随時支給

住民税非課税世帯等生活支援特別給付金（1世帯当たり3万円）

・対象世帯/令和5年4月1日時点で福島市に住民票のある世帯

区分	5月	6月	7月	8月
① 令和4年度非課税・給付金受給世帯への追加給付	6月上旬予定から前倒しで支給 ●	○		
異動等があり確認が必要な世帯		◇	●	以降、随時支給
② ①以外の令和5年度非課税世帯への新規給付		(中旬) 令和5年度 課税情報決定	◇	● 以降、随時支給
③ ①②以外の家計急変世帯			▽	● 以降、随時支給